

## 住民監査請求の概要及び請求方法

住民監査請求とは、熊谷市民の方が、市長等執行機関や職員などによる違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるとき、監査委員に対して監査を求め、その行為の防止や是正等の必要な措置を講じることを求める制度です。

制度の目的は、市民の請求とこれに基づく監査により、熊谷市の財政面の適正な運営確保と市民全体の利益を守ることです。

### 1 監査請求の対象となる事柄

監査請求をすることができるのは、市長、委員会、執行機関又は職員の違法又は不当な行為により、市に損害を発生させる行為で、具体的には次の行為についてです。

- (1) 公金の支出
- (2) 財産（土地、建物、物品など）の取得、管理、処分
- (3) 契約（工事請負、物品購入など）の締結、履行
- (4) 債務その他義務の負担（借入れなど）
- (5) 公金の賦課又は徴収を怠る事実（市税の徴収を怠る場合など）
- (6) 財産の管理を怠る事実（損害賠償請求を怠る場合など）

(1) から (4) までについては、それぞれの行為が行われることが相当の確実さで予測される場合も対象となります。

なお、これらの行為のあった日又は終わった日から1年以上経過している場合は、正当な理由がない限り請求することはできません。1年以上経過した事案について請求する際には、請求書の中で、正当な理由の存在を説明していただく必要があります。

#### 【正当な理由】

- ① 請求の対象となる行為が秘密裡に行われたものであること。
- ② その行為を相当な注意力をもって調査しても、客観的にみて知ることができなかったといえること。
- ③ その行為を知ってから相当の期間内に監査請求をしていること。

## 2 監査請求の方法

### (1) 請求方法

書面の作成

請求の際に、違法又は不当とする行為の事実を証明する書面を添付することが必要です。

### (2) 請求できる人

熊谷市内に住所を有する人、熊谷市内に所在する法人

### (3) 請求書の記載例

<p>熊谷市職員措置請求書</p> <p>(請求の対象とする執行機関・職員)に関する措置請求の要旨</p> <p>1 請求の要旨 (次の事項について具体的に記載してください。)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・誰が、どの機関が</li><li>・いつ、どのような財務会計上の行為を行っているのか</li><li>・その行為は、どのような理由で違法又は不当なのか</li><li>・その結果どのような損害が市に生じているのか</li><li>・どのような措置を請求するのか</li><li>・1年を経過している場合は、正当な理由の記載</li></ul> <p>2 請求者</p> <p>住所</p> <p>氏名 (自署)</p> <p>上記のとおり、地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>熊谷市監査委員 (あて)</p>
--

※縦書きでも差し支えありません。

### (4) 監査請求書面の提出先

請求書は、熊谷市監査委員事務局に直接持参するか、郵送してください。